

## ●被扶養者の申請をされる方へ

○健康保険の被扶養者になるには、次のような基準をみたしており必要書類を揃えて当組合に申請し認定されることが必要です。

### 1. 被扶養者に認定されるための条件

- ①3親等内の親族で、本人と同居していること。  
(ただし配偶者・子・孫・本人の父母・祖父母・曾祖父母・兄姉弟妹は別居でも可)
- ②申請者の年収は130万円未満であること。ただし60歳以上または障害厚生年金の受給者は180万円未満であること。  
(給与収入等がある場合、月額108,333円以下。失業給付等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。)
- ③申請者の年収は被保険者の年収の半分未満であること。
- ④申請者は主として被保険者により、生計を維持されていること。(具体的には下記の通り)

#### 同居の場合

- ・原則として申請者の収入が被保険者の扶養する世帯1人当たり生計費の半分以下となること。

#### 別居の場合

- ・申請者の年収以上に仕送りしていること
- ・仕送りが可能であること。(原則として申請者の収入が被保険者の扶養する世帯1人当たり生計費の半分以下となること)
- ・継続的に仕送りしていることの証明(銀行の振込証明など)が必要なこと。  
(手渡しは不可)

- ⑤日本国内に居住している、または生活の基礎があること。

※住民票が日本国内にあることが前提となります。ただし、海外で就労し国内で生活していないことが明らかな場合は対象外となります。

### 申請する前に確認しましょう!!

次の①～③のいずれかに該当する方は被扶養者となることができません。

- ①失業給付等を受給している場合(日額が60歳未満は3,612円、60歳以上は5,000円以上の場合)
- ②子供の申請で、被保険者より配偶者の年間収入が多い場合  
(夫婦が共同して扶養している場合は、原則として年間収入の多い方の被扶養者とすることになります)
- ③扶養の実態がない場合  
(被扶養者としたい方の生活費を被保険者の方が、主として負担していない場合は認定できません)

## 2.被扶養者申請(添付)書類一覧表

R4.11改定

統柄		提出書類	その他(収入等)の証明書類 (コピー可)
子供	出生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「被扶養者(異動)届」</li> <li>●配偶者の収入証明 …①</li> </ul>	<p>◆申請者の状況により、下記の書類を添付してください。</p> <p>【現在も働いている場合】</p> <p>⇒収入額が確認できる書類 …②</p> <p>(例) 直近3ヶ月分の「給与明細」、「見積額証明書」、「雇用契約書」</p> <p>※雇用形態の変更で社会保険を喪失した場合「資格喪失証明書」も併せて提出</p> <p>※自営業の場合「確定申告書」と「損益計算書」(または「収支内訳書」)…③</p>
	18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「被扶養者(異動)届」</li> <li>●「被扶養(申請)者現況届」</li> <li>●配偶者の収入証明 …①</li> </ul>	<p>【会社を退職した場合(昨年または本年途中で退職)】</p> <p>⇒退職日を確認できる書類</p> <p>(例) 「退職証明書」、「離職票」、「源泉徴収票」、「雇用保険受給資格者証」</p> <p>※自営業を廃業された場合は「廃業届(控)」</p>
	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「被扶養者(異動)届」</li> <li>●「被扶養(申請)者現況届」</li> <li>●その他(収入等)の証明書類→</li> <li>●配偶者の収入証明 …①</li> </ul>	<p>【働いていない場合】</p> <p>⇒「非課税(課税)証明書」</p> <p>※記載がある場合はその収入の証明書を添付。</p> <p>【学生の場合】</p> <p>⇒「学生証」または「在学証明書」</p> <p>※学生であっても収入がある場合は、上記の収入額が確認できる書類も必要</p>
配偶者		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「被扶養者(異動)届」</li> <li>●「被扶養(申請)者現況届」</li> <li>●その他(収入等)の証明書類→</li> </ul>	<p>◆次の項目に該当する場合は、追加で下記書類を添付してください。</p> <p>【年金・恩給等の受給(予定)者】</p> <p>⇒最新の「年金振込通知書」または「年金見込額照会票」</p>
父母 兄弟 姉妹 孫 祖父母 など		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「被扶養者(異動)届」</li> <li>●「被扶養(申請)者現況届」</li> <li>●その他(収入等)の証明書類→</li> <li>●同居の場合「住民票」、 別居の場合 …④</li> </ul>	<p>【傷病手当金受給(予定)者】</p> <p>⇒「支給決定通知書」</p> <p>※受給中(日額が60歳未満は3,612円、60歳以上は5,000円以上になる方)は、 被扶養者になることができません</p> <p>【その他収入がある方】</p> <p>⇒収入の種類と金額が分かる書類</p> <p>【障がい者・一人親世帯等で市町村の医療証をお持ちの方】</p> <p>⇒「医療証」</p>

① 直近3ヶ月分の「給与明細」、「源泉徴収票」など

※配偶者がいない場合は世帯全員記載の「住民票」を添付

※配偶者が被扶養者または当組合の被保険者(記号・番号を記入)の場合は不要

② 配偶者、子、孫、本人の父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹のみ別居可。

【別居の場合に必要な書類】

- ・「戸籍謄本」など被保険者との統柄が確認できるもの
- ・月1回を3ヶ月分以上の「銀行の振込証明」など仕送りの証明ができるもの(手渡しは不可)
- ※単身赴任、就学、施設入所による別居の場合は不要
- ・「住民票」、「在学証明」、「施設入所証明」など申請者の住所が確認できるもの

③ 被扶養者になる日から1年間の収入見込みが対象。

健康保険における収入とは、一時的に得られるもの(退職金等)を除くすべての収入(勤労、農業、事業、副業、

すべての年金、恩給、失業給付、傷病・出産手当金、利子配当、不動産等、継続して得られるもの)を合算。

金額は税金等控除される前の総収入を指し、交通費などの手当も含む。

④ 自営業者等の確定申告者は昨年の収入で判断。

自営業者等の収入の範囲については「その事業のための直接的必要経費を差し引いた残りの収入」とされており、

この直接的必要経費とは「その費用なしには事業が成り立たない経費」とされ、実際に支出している経費のことをいう。

このため、所得税法上で認められている「必要経費」とは異なる。

### <注意事項>

- ・必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や、生計維持の有無を確認させていただく場合があります。

- ・定期的に被扶養者の資格調査を実施していますので、収入・仕送り等の証明書は必ず保管しておいてください。

(収入の増減や扶養者の異動等により、調査時に扶養から外れることがあります)